

介護保険主治医意見書予診票に係るQ&A

【個人・事業所向けQ&A】

(Q1) どうして予診票を導入したのか。

(A1) 予診票を通じ、主治医の先生が被保険者の日頃の状況をより正確に把握し、主治医意見書の記載内容の充実を図ることを目的にしています。また、予診票にケアマネジャーが関与することで、主治医の先生とケアマネジャーの関係性の構築、連携の強化が図られ、被保険者が質の高い日常診療やケアをこれまで以上に受けられるようになることも期待できます。予診票は、主治医の先生やケアマネジャーからの要望を受け、倉敷市連合医師会と倉敷市で協働して作成しました。

(Q2) 予診票を導入することによって、具体的にはどんなメリットがあるのか。

(A2) ①主治医意見書の記載内容の充実

介護保険の要介護認定では、普段の家庭での様子が特に重要です。予診票は、通常の医療機関の受診だけでは十分に把握することが難しい家庭での様子を把握する上で大変役立つものです。また、申請した理由やどのようなことに困っているのか等も主治医の先生へ伝えることができ、主治医意見書の記載内容の充実を図ることができます。なお、今まで、主治医の先生において日頃の状況把握が難しかったため、主治医意見書について記入が遅くなっているようなケースも、予診票の活用により早期提出がなされ、被保険者が要介護認定を速やかに受けられることも期待できます。

②ケアマネジャーと主治医の先生との連携の強化

予診票をケアマネジャーから主治医の先生へ提出することにより、関係性の構築や、連携の強化が図られ、主治医の先生においても介護の状況を把握し、日常診療に役立てることができ、被保険者が医療と介護の連携した質の高い診療とケアを受けられることが期待できます。

(Q3) 予診票は必ず提出しなければならないのか。

(A3) 主治医意見書を作成する上で非常に有用なものです。趣旨を御理解いただき、原則として、申請時には主治医の先生へできる限り提出していただくようご協力をお願いします。なお、予診票は必要ないと主治医の先生が判断した場合(日頃の状況をよく把握している場合等)には、提出の必要はありません。

(Q4) 予診票を提出しないと主治医意見書を作成してもらえないのか。

(A4) 予診票は原則としてできる限り提出していただくことを想定していますが、運用が定着するまでの間は、予診票の提出が無い場合でも主治医意見書を作成していただくよう、連合医師会を通じてお願いしているところです。なお、提出のない場合で、主治医の先生から予診票の提出を求められた場合は、本人・家族・ケアマネジャーへ主治医の先生(医療機関)又は介護保険課より連絡をさせていただく場合があります。

(Q5) 予診票は、誰がいつ提出するのか。

(A5) 本人・家族が受診時に提出、または、ケアマネジャーが家族の代わりに提出していただくことを想定しています。

提出は申請前後1週間以内を目安に提出をお願いします。提出が早すぎたり遅すぎた場合は、予診票が活用されない、または、主治医意見書の作成までに時間がかかり認定結果が遅れる場合があります。ケアマネジャーが代わりに提出される場合は、できるだけ申請前に主治医の先生(医療機関)へ提出していただくよう御協力をお願いします。

(Q6) 郵送で提出することは可能か。

(A6) 例えば、ケアマネジャーが提出する場合には、必要に応じて、主治医の先生のところに行き、直接提出いただくことが想定されますが、一方で、郵送可能な医療機関もありますので、各医療機関へ直接お問合せください。(別紙記載の医療機関は指定の窓口へご提出ください。)

(Q7) 予診票の様式はどこで入手できるのか。

(A7) 介護保険課ホームページからダウンロード可能です。また、本庁介護保険課、児島・玉島・水島の各支所国保介護課及び真備支所国保介護係にも置いてありますのでご利用ください。

(介護保険課HP) <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/11987.htm>